



平成19年12月11日

各 位

会 社 名 雪 印 乳 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 高野瀬 忠明
(コード番号 2262 東証1部、札証)
問 合 せ 先 コミュニケーション室長 山崎 賢治
(TEL : 03-3226-2124)

上場子会社である雪印種苗株式会社の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

雪印乳業株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、雪印種苗株式会社（コード番号：2057 東証2部、札証 以下、「雪印種苗」又は「対象者」といいます。）が発行する普通株式の全部の取得を目指した公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、平成17年10月にスタートした「中期経営計画」において「チーズ事業の戦略的拡大」を主要事業戦略に掲げ、平成19年3月には新ブランド「雪印北海道100」を立上げ、平成19年10月には国内最大級のチーズ工場である「なかしべつ工場」を竣工致しました。

雪印種苗は当社が発行済株式総数の50.00%（12,100,968株、議決権比率50.49%）を所有し、当社が主要原材料として調達している生乳の主産地である北海道を中心として全国で牛用配合飼料及び牧草・飼料作物種子等の生産・販売を行なっております。当社と雪印種苗とは、長年に亘り生乳生産や研究・開発の分野等で相互に協力する関係にあります。

当社の事業領域である乳製品マーケットにおいては、異常気象による生産国の供給余力の低下や新興国における乳資源への需要拡大により需給が逼迫し、国際市況が高騰したことから、国産乳資源の位置付けが相対的に高まってきております。一方で、雪印種苗の主要事業領域である飼

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

料マーケットにおいては、バイオエタノール需要の増大によるトウモロコシ価格の急騰や海上運賃の高騰等から配合飼料価格が高騰しております。その結果として雪印種苗の事業基盤である酪農生産者の経営、ひいては当社の事業基盤である国産乳資源の生産に重大な影響が生じている状況にあります。

<参考資料> トウモロコシ価格と乳製品価格

	2006年1月	2007年9月
トウモロコシ	2,20 米ドル/蒲鉾	3,73 米ドル/蒲鉾
脱脂粉乳	2,250 米ドル/t	5,300 米ドル/t
バター	2,050 米ドル/t	4,000 米ドル/t
チeddarチーズ	2,900 米ドル/t	5,200 米ドル/t

(注) トウモロコシ価格はシカゴ商品取引所取引相場、乳製品価格はオセアニア輸出価格(FOB)

(出典 トウモロコシ：シカゴ商品取引所データ、乳製品：米国農務省ウェブサイト)

このような状況下、上記のとおり当社は乳資源の安定確保と国産乳資源の価値最大化を果たすべく事業戦略を構築しているところであります。その一環として当社グループの事業見直しや事業再編を行うことにより、更なる国内生乳の調達基盤強化が実現できるものと認識しております。特に雪印種苗との関係におきましては、基本的には飼料穀物の需給や生乳需給が均衡した状態にある中で、当社と雪印種苗はそれぞれ独自の事業戦略により成長戦略を描いてまいりましたが、直近における事業環境の変化や競合他社の動きを踏まえますと、より一層の成長を目指していくためには、両社の連携関係を従来以上に強化して、両社事業の更なる一体化を図って行くことが必要と考えております。

当社は、川上（牛用配合飼料及び牧草・飼料作物種子等の生産・販売）から川下（原料乳買入）に至るまでの各段階において酪農生産者との相互協力関係を深め、酪農生産者の生乳生産コストの低下と生乳生産量の拡大に寄与することを目的として、雪印種苗を完全子会社化することを計画しております。かかる雪印種苗の完全子会社化が両社の事業基盤である「酪農振興」と「良質な生乳の確保」を実現する最適な方策と考えております。特に、配合飼料のみを扱う他の飼料会社と異なり、乳牛の飼料となる牧草・飼料作物種子も扱う雪印種苗の事業特性は、乳業メーカーである当社との一体化を強めることで、より一層メリットを発揮できるものと考えております。

こうした取り組みを進めるために、両社は連携して酪農生産者との関係強化や共同研究・開発体制の強化に取り組んでいく方針としております。当社と雪印種苗のガバナンスを一体化し、より一層機動的かつ重点的に事業運営を推進することで、その取組がなお一層強化かつスピードアップされ、両社の確固とした事業基盤の構築を図ることが可能になると考えております。

このため、当社は、雪印種苗を当社の完全子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施す

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘的目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

ることを決定いたしました。

(2) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株あたり550円を、当社及び雪印種苗から独立した第三者算定人である大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券エスエムビーシー」といいます。）が平成19年12月10日付で提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にして決定しました（なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。本公開買付けの買付価格である1株当たり550円は、雪印種苗の普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における過去3ヶ月間（平成19年9月11日から平成19年12月10日まで）の終値の単純平均（413円。小数点以下を四捨五入。）に約33.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成19年12月10日の東京証券取引所における終値（405円）に約35.8%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。また、当社は、雪印種苗の完全子会社化の検討に際して、雪印種苗に対し平成19年11月頃から、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスを実施するとともに、当社の法務アドバイザーである東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）からの法的助言を適宜得て、雪印種苗との間で完全子会社化に関し協議、検討を続けてまいりました。

雪印種苗は、当社の連結子会社に該当することから、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社とは別個に、当社及び雪印種苗とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないTFPビジネスソリューション株式会社（以下、「TFPビジネスソリューション」といいます。）に雪印種苗の株式価値の算定を依頼し、平成19年12月10日付で雪印種苗の株式価値に関する「株式価値評価報告書」（以下、「評価報告書」といいます。）を取得しました。評価報告書では、市場株価平均法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）、類似会社比較法の各手法を用いて分析をしております。平成19年12月11日開催の雪印種苗の取締役会においては、評価報告書を参考にしたうえで、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び雪印種苗の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。また、雪印種苗は、本公開買付けの諸条件の検討に当たり、東京八丁堀法律事務所をリーガルアドバイザーとして起用し、適宜助言を受けました。その結果、雪印種苗においては、これらの報告書及び助言も参考として、本公開買付けが雪印種苗の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格は、平成19年12月10日までの過去1年間の東京証券取引所における雪印種苗株式の売買価格の最高値である511円を上回っており、雪印種苗の株式の直近の市場株価に対

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

しても合理的な価格であることから、雪印種苗の株主に対して雪印種苗の株式の適切な売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した雪印種苗取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する取締役会決議がなされております。また、雪印種苗は、かかる取締役会において、平成 19 年 12 月 31 日を基準日とする中間配当を行わない旨及び平成 20 年 6 月 30 日を基準日とする期末配当に関する議案を平成 20 年 6 月期に係る定時株主総会に上程しない旨の決議を行っております。

なお、雪印種苗の取締役である高野瀬忠明及び西谷紹明は、当社の取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、本公開買付けの諸条件に関する雪印種苗の取締役会における審議及び決議に参加しておりません。雪印種苗の監査役である久保清之は、当社の取締役を兼任していることから、また雪印種苗の監査役である多田義昭は当社の監査役を兼任していることから、雪印種苗の上記取締役会に出席しておりません。

また、当社と雪印種苗との間で、雪印種苗株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。

(3) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、現在、雪印種苗の発行済株式総数の 50.00% (12,100,968 株) を保有し、雪印種苗を連結子会社としておりますが、このたび雪印種苗を完全子会社化することを目的として、雪印種苗の発行済株式の全て（但し、当社が既に保有している雪印種苗の株式及び雪印種苗の保有している自己株式を除きます。）の取得を目指して本公開買付けを行います。当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限を設けておりませんので、応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。また、当社は、本公開買付けにより雪印種苗の発行済株式の全てを取得できなかった場合、以下に具体的に説明される全部取得条項付種類株式を利用する方法により、雪印種苗を完全子会社化すること（以下、「本完全子会社化」といいます。）を計画しております。当社は、本完全子会社化の手法を検討するにあたり、雪印種苗及び当社の株主への配慮並びに本完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、雪印種苗の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点を、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、当社の既存株主との関係では当社の発行済株式数の増加をもたらさないこと、雪印種苗の株主においては将来的な当社株式の価格変動リスクを回避できることから、株式交換の手法ではなく、雪印種苗株式の対価として本公開買付けにおける買付価格との公平性を確保することのできる金銭を適切な条件にて交付する本完全子会社化の手法を選択するに至りました。

なお、雪印種苗の株主総会において本完全子会社化の実行を目的及び内容とする議案が付議さ

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

れた場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本完全子会社化の具体的な方法としては、①雪印種苗定款を一部変更して種類株式を発行する旨の定めを新設し、雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社としたうえで、②上記①による変更後の雪印種苗定款の一部を変更して、雪印種苗普通株式に雪印種苗が株主総会決議によりその全部を取得する条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付すための定めを新設し、さらに、③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の雪印種苗定款に基づき、雪印種苗が全部取得条項の付された雪印種苗普通株式を取得して、当該取得と引き換えに、当社以外の雪印種苗株主に対して交付される雪印種苗株式が1株未満となるような比率で、別個の種類の雪印種苗株式を交付するスキームを検討しております。上記①ないし③の手続が実行された場合には、雪印種苗の発行する全ての普通株式については全部取得条項が付された上で、雪印種苗が保有する自己株式を除く全てが雪印種苗に取得されることとなり、当社以外の雪印種苗株主に対しては、かかる取得の対価として交付されることとなる雪印種苗株式が1株未満の端数となる予定ですので、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）について雪印種苗が会社法第234条第4項に基づいてその全部又は一部を買い取ることによって得られる金銭（雪印種苗が当社に売却することによって得られる金銭の場合もあります。）が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、1株あたりの売却金額は、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響によっては、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。上記①ないし③の手続に関しては、少数株主の保護を目的とした会社法上の規定があり、(i) 上記②の雪印種苗普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、反対株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことになります。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による雪印種苗株式の所有割合及び当社以外の雪印種苗株主の雪印種苗株式の保有状況等によっては、当社は、雪印種苗に対し、①雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②雪印種苗の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の雪印種苗株式を交付するという上記方法に代えて、それと同等の効果を有する他の方法により雪

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

印種苗を完全子会社化する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外の雪印種苗の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しております。この場合における当該雪印種苗株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。ただし、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響等により、当該金銭の額も、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。以上の場合における具体的な手続については、当社と雪印種苗で協議のうえ、速やかに公表します。

本公開買付けは、前述の手続において招集されることが想定される株主総会における雪印種苗の株主の皆様の議決権の行使を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、本完全子会社化に際しての金銭の交付又は本完全子会社化に際しての株式買取請求権の行使に基づく雪印種苗株式の買取り等のそれぞれの場合の税務上の取り扱いについては、株主の皆様において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨

雪印種苗の普通株式は東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）に上場していますが、本公開買付けの結果によっては、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、仮にその後本完全子会社化を行わない場合であっても、雪印種苗の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程及び札幌証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、上記のとおり本完全子会社化が行われる場合には、雪印種苗の普通株式は東京証券取引所の有価証券上場規程及び札幌証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、雪印種苗の普通株式は東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。また、全部取得条項付種類株式を利用した本完全子会社化が行われる場合に、雪印種苗株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の雪印種苗株式の上場申請は行われない予定です。

(5) 上場廃止に対する考え方

当社は「(1) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」に記載の理由により、雪印種苗とガバナンスを一体化し、より一層機動的かつ重点的に事業運営を推進するべく、雪印種苗を当社の完全子会社化することを企図しております。上述の通り、雪印種苗株式は上場廃止

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

となる可能性があります。本公開買付けは雪印種苗株式を上場廃止とすること自体を目的としたものではありませんが、雪印種苗の完全子会社化のために実施される本公開買付け及び本完全子会社化に伴って上場廃止となるものであります。

雪印種苗の少数株主の利益を保護するべく、「(3) 本公開買付け後の予定」に記載の方法により、当社を除く雪印種苗の株主に対して雪印種苗株式の売却機会を提供しつつ、雪印種苗を完全子会社化することを企図しております。なお、完全子会社化の過程において当社以外の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要 (平成19年6月30日現在)

① 商 号	雪印種苗株式会社																					
② 事 業 内 容	・飼料作物、野菜・花卉、緑肥作物種苗の生産販売 ・配合飼料の製造販売 ・緑化造園設計、施工、販売																					
③ 設 立 年 月 日	昭和25年12月15日																					
④ 本 店 所 在 地	北海道札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 掛村 博之																					
⑥ 資 本 金	4,643,347千円																					
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<table> <tbody> <tr> <td>雪印乳業株式会社</td> <td>50.00%</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>3.96%</td> </tr> <tr> <td>雪印種苗社員持株会</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>2.27%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.04%</td> </tr> <tr> <td>株式会社中村商会</td> <td>1.84%</td> </tr> <tr> <td>株式会社北洋銀行</td> <td>1.48%</td> </tr> <tr> <td>三喜精麦株式会社</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>ロイヤルバンクオブカナダ(チャネルアイラン ド)リミテッドレジアカウント(常任代理人 ス タンダードチャータード銀行)</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>兼松株式会社</td> <td>0.87%</td> </tr> </tbody> </table>		雪印乳業株式会社	50.00%	農林中央金庫	3.96%	雪印種苗社員持株会	2.67%	株式会社みずほコーポレート銀行	2.27%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.04%	株式会社中村商会	1.84%	株式会社北洋銀行	1.48%	三喜精麦株式会社	1.23%	ロイヤルバンクオブカナダ(チャネルアイラン ド)リミテッドレジアカウント(常任代理人 ス タンダードチャータード銀行)	1.15%	兼松株式会社	0.87%
雪印乳業株式会社	50.00%																					
農林中央金庫	3.96%																					
雪印種苗社員持株会	2.67%																					
株式会社みずほコーポレート銀行	2.27%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.04%																					
株式会社中村商会	1.84%																					
株式会社北洋銀行	1.48%																					
三喜精麦株式会社	1.23%																					
ロイヤルバンクオブカナダ(チャネルアイラン ド)リミテッドレジアカウント(常任代理人 ス タンダードチャータード銀行)	1.15%																					
兼松株式会社	0.87%																					

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は、雪印種苗の発行済株式総数の50.00%（12,100,968株）を所有しております。
	人柄関係	当社の取締役の高野瀬忠明及び西谷紹明は、雪印種苗の取締役を兼任しています。また、当社の取締役の久保清之及び監査役の多田義昭は、雪印種苗の監査役を兼任しています。
	取引関係	雪印種苗は、当社との間で原料の仕入及び販売を行っています。
	関連当事者への該当状況	雪印種苗は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成19年12月12日（水曜日）から平成20年1月23日（水曜日）まで（25営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、雪印種苗から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年1月30日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金550円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株あたり550円を、当社及び雪印種苗から独立した第三者算定人である大和証券エスエムビーシーが平成19年12月10日付で提出した株式価値算定書を参考にして決定しました。同社はDCF法、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いて雪印種苗の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では510円から598円、市場株価法では399

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

円から442円及び類似会社比較法では423円から697円のレンジが雪印種苗の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の下限値である399円から上限値である697円の範囲内で検討を進めました。また、雪印種苗に対して実施した、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスの結果、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、雪印種苗による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、雪印種苗と協議・交渉した結果、最終的に買付価格を550円と決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格である1株当たり550円は、雪印種苗の普通株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間（平成19年9月11日から平成19年12月10日まで）の終値の単純平均（413円。小数点以下を四捨五入。）に約33.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成19年12月10日の東京証券取引所における終値（405円）に約35.8%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

②算定の経緯

当社は、飼料価格の高騰や国際的な乳資源の逼迫を受けて、乳資源の安定確保と国産乳資源の価値最大化の二点を経営的重大課題とし、経営戦略の検討を進めてまいりました。このような検討の過程で、当社は、経営戦略を遂行するための最適な手段として、平成19年9月頃から本公開買付けによる雪印種苗の完全子会社化についても検討を開始しました。また、当社は、雪印種苗の完全子会社化の検討に際して、雪印種苗に対し平成19年11月頃から、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスを実施するとともに、当社の法務アドバイザーである東京青山・青木・猪法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）からの法的助言を適宜得て、雪印種苗との間で完全子会社化に関し協議、検討を続けてまいりました。

その結果、当社は、当社グループにおける事業再編の一環として、雪印種苗を当社の完全子会社とし、両社のガバナンスを一体化し、より一層機動的かつ重点的に事業運営を推進することが、雪印種苗のみならず当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上につながるものと判断して、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により買付価格の決定をいたしました。

i. 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

当社は本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、大和証

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

券エスエムビーシーに対して平成19年10月頃、雪印種苗の株式価値の算定を依頼し、雪印種苗の株式価値に関する株式価値算定書を平成19年12月10日付で大和証券エスエムビーシーより取得いたしました。なお、大和証券エスエムビーシーは、当社と独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

ii. 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書においては、DCF法、市場株価法及び類似会社比較法が、算定手法として採用されております。株式価値算定書によりますと、DCF法では510円から598円、市場株価法では399円から442円及び類似会社比較法では423円から697円のレンジが雪印種苗の株式価値の算定結果として示されております。

iii. 公開買付価格の決定経緯について

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の下限値である399円から上限値である697円の範囲内で検討を進めました。また、雪印種苗に対して実施した、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスの結果、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、雪印種苗による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、雪印種苗と協議・交渉した結果、平成19年12月11日開催の当社取締役会において最終的に買付価格を550円と決定いたしました。

iv. 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株あたり550円を、当社及び雪印種苗から独立した第三者算定人である大和証券エスエムビーシーが平成19年12月10日付で提出した株式価値算定書を参考にして決定しました（なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。本公開買付けの買付価格である1株当たり550円は、雪印種苗の普通株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間（平成19年9月11日から平成19年12月10日まで）の終値の単純平均（413円。小数点以下を四捨五入。）に約33.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成19年12月10日の東京証券取引所における終値（405円）に約35.8%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。また、当社は、雪印種苗の完全子会社化の検討に際して、雪印種苗に対し平成19年11月頃から、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスを実施するとともに、当社の法務アドバイザーである東京青

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

山・青木・狹法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）からの法的助言を適宜得て、雪印種苗との間で完全子会社化に関し協議、検討を続けてまいりました。

雪印種苗は、当社の連結子会社に該当することから、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社とは別個に、当社及び雪印種苗とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないT F P ビジネスソリューションに雪印種苗の株式価値の算定を依頼し、平成19年12月10日付で雪印種苗の株式価値に関する評価報告書を取得しました。評価報告書では、市場株価平均法、DCF法、類似会社比較法の各手法を用いて分析をしております。平成19年12月11日開催の雪印種苗の取締役会においては、評価報告書を参考にしたうえで、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び雪印種苗の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。また、雪印種苗は、本公開買付けの諸条件の検討に当たり、東京八丁堀法律事務所をリーガルアドバイザーとして起用し、適宜助言を受けました。その結果、雪印種苗においては、これらの報告書及び助言も参考として、本公開買付けが雪印種苗の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格は、平成19年12月10日までの過去1年間の東京証券取引所における雪印種苗株式の売買価格の最高値である511円を上回っており、雪印種苗の株式の直近の市場株価に対しても合理的な価格であることから、雪印種苗の株主に対して雪印種苗の株式の適切な売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した雪印種苗取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する取締役会決議がなされております。

また、雪印種苗は、かかる取締役会において、平成19年12月31日を基準日とする中間配当を行わない旨及び平成20年6月30日を基準日とする期末配当に関する議案を平成20年6月期に係る定時株主総会に上程しない旨の決議を行っております。

なお、雪印種苗の取締役である高野瀬忠明及び西谷紹明は、当社の取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、本公開買付けの諸条件に関する雪印種苗の取締役会における審議及び決議に参加しておりません。雪印種苗の監査役である久保清之は、当社の取締役を兼任していることから、また雪印種苗の監査役である多田義昭は当社の監査役を兼任していることから、雪印種苗の上記取締役会に出席しておりません。また、当社と雪印種苗との間で、雪印種苗株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した買 付予定の下限	③株式に換算した買 付予定の上限
株券	12,060,210株	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合計	12,060,210株	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数（以下、「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、対象者の第57期有価証券報告書（提出日：平成19年9月28日）に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式総数（24,200,000株）から同日現在の対象者が保有する自己株式数（38,822株）及び本日現在において公開買付者が所有する株式数（12,100,968株）を控除した株式数（12,060,210株）です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,100個	（買付け等前における株券等所有割合50.49%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	231個	（買付け等前における株券等所有割合0.96%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	12,060個	（買付け等後における株券等所有割合100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	23,963個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母としております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第57期有価証券報告書（提出日：平成19年9月28日）に記載された平成19年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の第57期有価証券報

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

告書（提出日：平成19年9月28日）に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式総数（24,200,000株）から同日現在の対象者が保有する自己株式数（38,822株）を控除した24,161,178株に係る議決権の数（24,161個）として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 6,633,115,500円

(注) 「買付代金」は、買付予定数（12,060,210株）に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成20年1月31日（木曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年2月7日（木曜日）となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（本プレスリリースにおいて、「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に雪印種苗が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行なうことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、手続終了後速やかに応募株券等を以下に記載する方法により返還します。

上記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、本公開買付けの撤回等を行った日以後速やかに、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、
買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

株主等の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。

- (ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買い付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用してないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年12月12日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、現在、雪印種苗の発行済株式総数の 50.00% (12,100,968 株) を保有し、雪印種苗を連結子会社としておりますが、このたび雪印種苗を完全子会社化することを目的として、雪印種苗の発行済株式の全て（但し、当社が既に保有している雪印種苗の株式及び雪印種苗の保有している自己株式を除きます。）の取得を目指して本公開買付けを行います。当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限を設けておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。また、当社は、本公開買付けにより雪印種苗の発行済株式の全てを取得できなかった場合、以下に具体的に説明される全部取得条項付種類株式を利用する方法により、本完全子会社化を計画しております。当社は、本完全子会社化の手法を検討するにあたり、雪印種苗及び当社の株主への配慮並びに本完全子会社化における対価の公正性及び手続の公平性の確保を前提として、雪印種苗の完全子会社化後における両社の経営への影響や完全子会社化における税務や法務に関する検討点を、専門家を交えて協議し、多角的に分析を行いました。これらを総合的に勘案し、当社の既存株主との関係では当社の発行済株式数の増加をもたらさないこと、雪印種苗の株主においては将来的な株式価格変動リスクを回避できることから、株式交換の手法ではなく、雪印種苗株式の対価として本公開買付けにおける買付価格との公平性を確保することのできる処分性の高い金銭を適切な条件にて交付する本完全子会社化の手法を選択するに至りました。

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

なお、雪印種苗の株主総会において本完全子会社化の実行を目的及び内容とする議案が付議された場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本完全子会社化の具体的な方法としては、①雪印種苗定款を一部変更して種類株式を発行する旨の定めを新設し、雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社としたうえで、②上記①による変更後の雪印種苗定款の一部を変更して、全部取得条項を付すための定めを新設し、さらに、③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の雪印種苗定款に基づき、雪印種苗が全部取得条項の付された雪印種苗普通株式を取得して、当該取得と引き換えに、当社以外の雪印種苗株主に対して交付される雪印種苗株式が1株未満となるような比率で、別個の種類の雪印種苗株式を交付するスキームを検討しております。上記①ないし③の手続が実行された場合には、雪印種苗の発行する全ての普通株式については全部取得条項が付された上で、雪印種苗が保有する自己株式を除く全てが雪印種苗に取得されることとなり、当社以外の雪印種苗株主に対しては、かかる取得の対価として交付されることとなる雪印種苗株式が1株未満の端数となる予定ですので、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）について雪印種苗が会社法第234条第4項に基づいてその全部又は一部を買い取ることによって得られる金銭（雪印種苗が当社に売却することによって得られる金銭の場合もあります。）が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、1株あたりの売却金額は、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響によっては、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。上記①ないし③の手続に関しては、少数株主の保護を目的とした会社法上の規定があり、(i)上記②の雪印種苗普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、反対株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことになります。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による雪印種苗株式の所有割合及び当社以外の雪印種苗株主の雪印種苗株式の保有状況等によっては、当社は、雪印種苗に対し、①雪印種苗を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②雪印種苗の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の雪印種苗株式を交付するという上記方法に代えて、それと同等の効果を有する他の方法により雪

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

印種苗を完全子会社化する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外の雪印種苗の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しております。この場合における当該雪印種苗株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。ただし、当社及び雪印種苗の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び雪印種苗の業績の変動等の影響等により、当該金銭の額も、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。以上の場合における具体的な手続については、当社と雪印種苗で協議のうえ、速やかに公表します。

本公開買付けは、前述の手続において招集されることが想定される株主総会における雪印種苗の株主の皆様の議決権の行使を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、本完全子会社化に際しての金銭の交付又は本完全子会社化に際しての株式買取請求権の行使に基づく雪印種苗株式の買取り等のそれぞれの場合の税務上の取り扱いについては、株主の皆様において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当社と雪印種苗の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項はありません。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

雪印種苗は、平成19年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

雪印種苗が平成20年6月30日を基準日として当期（平成20年6月期）の期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に受け取る経済的価値の差異が生じる可能性があります。そのような事態を避けるため、雪印種苗は平成19年12月11日開催の取締役会において、平成19年12月31日を基準日とする中間配当を行わない旨及び平成20年6月30日を基準日とする期末配当に関する議案を平成20年6月期に係る定時株主総会に上程しない旨の決議を行いました。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想修正の必要および公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

以上

ご注意：このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧説、購入申込みの勧説に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。